

# 復旧・復興事業の東北地方整備局の取組



令和元年6月25日

国土交通省

# 【参考】復旧・復興事業の施工確保対策一覧

(H29.12月時点)

○ 復旧・復興事業の円滑な施工を確保するため、様々な対策を実施。

※ 一般土木工事対象

工事着手前	発注準備積算	入札公告	契約着工準備期間	工事中
<p><b>&lt;事業推進体制の強化&gt;</b></p> <p>■対策1. 復興まちづくりにおけるCM方式の活用</p> <p>■対策2. 事業促進PPPの企画導入</p> <p>■対策28. 発注見通し統合 (H25.11.1~)</p> <p><b>&lt;建設資材対策&gt;</b></p> <p>■対策3. 「建設資材対策東北地方連絡会」資材需給情報共有・調整 ※資材/地区別分會も開催</p> <p>○「災害公営住宅専門部会」設置</p> <p>■対策4. &lt;生コン対策&gt; 砂確保(ストックヤード確保・域外調達)</p> <p>○ひっ迫する生コン用骨材 川砂(河川・ダム湖)を供給支援</p> <p>■対策5. &lt;生コン対策&gt; ・コンクリート製品等への転換 ・港湾工事におけるミキサ船導入</p> <p>○&lt;生コン対策&gt; ・仮設公共プラント設置 (宮古H26.8~H29.12・釜石H26.9~H29.4)</p> <p><b>&lt;技能労働者確保対策&gt;</b></p> <p>■対策34. &lt;鉄筋・型枠工確保対策&gt; ・プレキャスト製品へ転換 (H26.2~)</p> <p>■対策37. &lt;鉄筋・型枠工確保対策&gt; ・鉄筋、型枠工の省力化施工提案の試行を実施 (H26.6~)</p>	<p>■対策6. 実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の改定</p> <p>○H25.4 被災三県前年度比 約21%UP</p> <p>○H26.2 被災三県H25.4比 約8%UP</p> <p>○H27.2 被災三県H26.2比 約6%UP</p> <p>○H28.2 被災三県H27.2比 約8%UP</p> <p>○H29.3 被災三県H28.2比 約3%UP</p> <p>■対策7. 不調不落の発生状況を踏まえ施工歩掛の見積活用による積算</p> <p>○H26.6被災三県の特定工種で見積り対象を材料単価・機械経費にも拡大</p> <p>○H26.9対象工種を更に拡大</p> <p>■対策8. 資材の積算単価に毎月公表される速報価格を採用</p> <p>■対策9. 宿舍設置に伴う費用の積上計上</p> <p>■対策10. 地域外からの労働者確保に関する間接費補正</p> <p>■対策11. 施工箇所点在工事の間接費算定</p> <p>○H26.4点在範囲を1km程度以上に変更</p> <p>■対策12. 被災地で使用する建設機械損料(維持修繕費率)を補正</p> <p>■対策13. 土工とコンクリート工に復興歩掛活用</p> <p>■対策33. “復興係数”による間接工事費の補正 (H26.2~)</p> <p>■対策35. 小規模施工用の間接工事費率を設定 (H26.4~)</p> <p>■対策39. 「特別調査」単価の情報提供。(H27.1~)</p> <p>■対策45. 簡易積算注方式の導入</p>	<p>■対策14. 発注ロットの拡大</p> <p>■対策15. 地域要件の緩和(県内→東北管内企業まで拡大)</p> <p>■対策16. 地元企業の参加可能額の拡大(B+C)、(拡大C)</p> <p>○被災3県全工事に運用拡大(H26.1~)</p> <p>■対策17. 復興JV活用</p> <p>■対策18. 「技術提案一括審査方式」導入</p> <p>○複数受注可方式に拡大(H26.1~H28.9)</p> <p>○施工能力評価型に適用拡大</p> <p>■対策30. 総合評価(二極化)導入で入札手続の簡素化 (H26.1~)</p> <p>■対策32. 補助者配置で若手技術者確保育成(H26.1~)</p> <p>○H26.9補助者配置時の技術者要件緩和</p> <p>■対策46. 若手技術者配置促進工事導入</p> <p>■対策38. 不落随契の活用(H26.4~)</p> <p>■対策40. 現場代理人評価の改正(H27.4~)</p> <p>■対策47. 段階選抜方式(WLB評価工事)の導入</p> <p>■対策48. 簡易確認方式の導入</p> <p>○段階的選抜方式に拡大</p> <p>■対策41. 一般管理費率、現場管理費率の引き上げ改定。(H27.4~)</p> <p>■対策49. 間接費補正の見直し(H29.4~)</p> <p>■対策50. 管理費区分の明示(H29.4~)</p>	<p>■対策19. 契約時点の最新単価に基づく契約変更</p> <p>■対策20. 工期における余裕期間の設定</p> <p>■対策43. 低入札調査基準の引き上げ(H28.4~)</p> <p>○低入札調査基準の引き上げ(H29.4~)</p> <p>■対策44. 準備期間の変更 (H28.10~)</p> <p>○準備期間の変更(H29.4~)</p> <p>■対策27. 設計変更等による柔軟な運用の実施(既契約工事への設計変更による追加など)</p> <p>■対策29. 土砂・碎石の供給先引渡し単価の適用(精算変更) (H25.11.6~)</p> <p>■対策31. 監理技術者の途中交代の要件緩和</p> <p>■対策36. 工事一時中止に伴う費用算定の見直し(H26.4~)</p> <p>■対策42. 設計変更概算額の提示 (H27.8~)</p>	<p>■対策21. 一人の主任技術者による2以上の工事現場の管理</p> <p>○近接の間隔を10km程度に緩和</p> <p>■対策22. 技術者及び現場代理人の配置緩和措置の適切な活用</p> <p>■対策23. 宿泊費等に係る間接費の設計変更</p> <p>■対策24. 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更</p> <p>■対策25. 物価変動等に伴うスライド変更(インフレ/単品 スライド)</p> <p>○手続き簡素化の試行(単品スライド)(H26.2~)</p> <p>■対策26. 適切な工期延長対応</p> <p>○工期延長に伴う適切な経費計上の徹底(H26.1通知)</p> <p>○工期設定の弾力的な運用(H26.2~)</p>
				<p><b>(凡例)</b></p> <p>&lt;対応策の目的&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■官民の協力・連携</li> <li>■発注の円滑化</li> <li>■必要な費用の適正な積算</li> <li>■技術者・技能者の確保</li> <li>■資材の確保</li> </ul> <p>□前回会議(H28.12)以降の対策</p> <p><b>赤枠</b> 東北地整における運用</p>

# 国土交通省所管事業の執行における一層円滑な発注及び施工体制の確保について

国 地 契 第 45 号  
国 官 技 第 338 号  
国 営 管 第 353 号  
国 営 計 第 144 号  
国 北 予 第 48 号  
平成 31 年 2 月 8 日

大臣官房官庁営繕部 各課長  
各地方整備局 総務部長  
企画部長  
営繕部長  
北海道開発局 事業振興部長  
営繕部長

大臣官房 地方課長  
技術調査課長  
官庁営繕部管理課長  
官庁営繕部計画課長  
北海道局 予算課長

## 国土交通省所管事業の執行における一層円滑な発注及び施工体制の確保について

国土交通省所管事業の執行については、円滑かつ着実な事業実施のため、入札参加資格の緩和や余裕期間制度の活用等に努めてきたところであるが、一層円滑な発注及び施工体制の確保を図る観点から、当分の間、下記に定めるところによることとする。

### 記

#### 1. 設計・積算の適切な実施

##### (1) 見積の積極活用等

直轄工事の予定価格については、工事の施工条件等を十分考慮するとともに、必要に応じ見積を活用することなどにより積算し、その結果を尊重して適正に決定するとともに、厳正な管理に努めること。

この際、直轄土木工事において、特に以下に掲げる工種・建設資材等については、地域における調達環境を十分考慮し、現行の積算基準をそのまま適用することが適当でないと考えられる場合には、当初発注から積極的に見積を活用して積算するなど、適正な予定価格の決定を図られたい。

なお、以下に掲げる工種・建設資材等のほかに、当初発注から見積を活用することが適当と考えられるものがある場合には、事前に大臣官房技術調査課建設システム管理企画室へ協議されたい。

<当分の間、配慮が必要な工種等>

- ・河川維持工（伐木除根工）
- ・砂防工（コンクリート工、鋼製砂防工、仮設備工等）
- ・電源設備工（発電設備設置工、無停電電源設備設置工）
- ・その他、過去に同一地域で不調・不落になった工事と同種及び類似工事

<当分の間、配慮が必要な建設資材>

- ・鋼矢板
- ・高力ボルト

なお、直轄営繕工事においては、「営繕工事において入札参加者に見積りの提出を求め活用する方式「見積活用方式」の試行について」（平成 26 年 2 月 6 日付け国営計第 118 号）を踏まえ、以下に掲げる事例を参照しつつ、当初発注から、過去に不調・不落になった工事と同種及び類似工事、又は標準積算と実勢価格との乖離が生じるおそれのある項目等を有する工事を対象工事に入札参加者の見積を積極的に活用されたい。

<過去に不調・不落になった工事の例>

- ・耐震改修工事、外壁改修工事、屋根改修工事、空調設備改修工事、給排水設備改修工事

<標準積算と実勢価格との乖離が生じるおそれのある項目等を有する工事の例>

- ・離島や山間僻地等、地域により同一工種でも価格差が生じる工事
- ・寒冷地等で施工時期により同一工種でも価格差が生じる工事
- ・施工時間等の施工条件の制約により同一工種でも価格差が生じる工事

また、直轄営繕工事の積算にあたっては、少量施工の場合の単価補正（割増）を適切に行うなど、改修工事等において現場実態を的確に反映した単価及び価格を設定すること。

#### (2) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更及び地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更

直轄土木工事において、建設資材のひっ迫が懸念される地域においては、予め当該建設資材に関する調達条件を明示した上で、工事実施段階において当初の調達条件によりがたい場合には輸送費や購入費用など調達の実態を反映して設計変更を行うこととする。

また、直轄土木工事において、交通誘導員などの労務のひっ迫が懸念される地域においては、予め当該労務の調達に係る経費のうち実績に応じて変更を可能とする経費（以下、「実績変更対象費」という。）を明示した上で、工事実施段階に

# 国土交通省所管事業の執行における一層円滑な発注及び施工体制の確保について

における実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更を行うこととする。

なお、直轄管轄工事においては、「管轄工事における遠隔地からの建設資材等の調達費用及び労働者確保に要する費用の積算方法等」の試行について（通知）（平成 29 年 10 月 25 日付け国営積第 9 号、国営整第 140 号）によることとし、対象工事は復興事業に限定せず、建設資材等の調達が困難と想定される工事及び労働者を遠隔地から確保せざるを得ないと判断される工事について、必要な契約変更を行うこと。

## (3) 施工箇所が点在する工事の間接費の積算

施工箇所が点在する工事については、現行の土木工事標準積算基準書により、施工箇所が 1km を超えて点在する工事を対象として、共通仮設費、現場管理費を箇所ごとに算出することとし、これによりがたい場合は個別に考慮できるとしている。

この際、「これによりがたい場合」として、地域における交通環境を十分に考慮した際に、点在箇所の間隔が 1km 程度に満たなくとも、建設機械を複数箇所に運搬したり、交通規制等が複数箇所が発生したりするなど、異なる施工箇所として見なすことが適当と考えられる場合には、共通仮設費、現場管理費を箇所毎に算出することとする。

## 2. 余裕期間制度の原則活用について

余裕期間制度については、「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」（平成 27 年 12 月 25 日付け国官総第 186 号、国官会第 2855 号、国地契第 43 号、国官技第 255 号、国営管第 355 号、国営計第 75 号、国北予第 25 号）及び「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行についての運用について」（平成 27 年 12 月 25 日付け国地契第 44 号、国官技第 257 号、国営管第 356 号、国営計第 76 号、国北予第 26 号）により、通知しているところである。

これらの通知を踏まえ、柔軟な工期の設定等を通じて、建設資材や建設労働者などが確保できるよう、余裕期間制度を原則として活用すること。

なお、当分の運用として、余裕期間は、契約ごとに工期の 4.0% を超えず、かつ、5ヶ月を超えない範囲内で設定できるものとする。

また、工事施工段階においては、「週休 2 日の推進に向けた適切な工期設定の運用について」（平成 29 年 3 月 28 日付け国技建管第 19 号）に基づき、受発注者間で工事工程等の情報共有を行い、施工の円滑化に努めること。

## 3. 入札不調の際の随意契約の実施について

入札不調により契約に至らない工事について、下記の条件を全て満たす場合には、競争に付しても入札者がいないときに行うことができる予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 99 条の 2 の規定による随意契約（以下「不調随契」という。）を行うなど適切に対応することとする。

なお、1 回の競争入札手続による不調随契への移行を推奨するものではないことに十分留意されたい。

1) 品質確保の上で、入札参加資格要件（技術要件、地域要件、対象等級）を最大限緩和していること。

2) 見積の積極活用、調達実態を反映した設計変更、施工箇所が点在する工事の間接費の積算等、積算上最大限の対策をとっていること。

3) 競争入札手続を行った場合に、入札者の見込みがないと判断されること。一方、再度の入札をしても落札者がいないときに行うことができる同条の規定による随意契約（以下「不落随契」という。）については、「不落随契の原則廃止等その厳正化について」（平成 17 年 8 月 29 日付け国地契第 46 号）において、不落随契の原則廃止等その厳正化について定められていることに留意されたい。

## 4. その他

工事発注にあたっては、発注者間の一層の連携に努めるとともに、地域の建設業者の実情を的確に把握した上で、円滑な施工確保を図ること。